

平成30年度 第1回函館市いじめ防止対策審議会
会 議 記 録

- 1 日 時 平成30年6月22日(金) 15時30分～17時00分
- 2 会 場 函館市南北海道教育センター 大会議室
- 3 出席委員 加賀重仁, 長村幸浩, 紺田 智, 佐藤美和, 伊藤繁子,
川合裕紀子, 伊藤詠子, 深山恵子, 中村吉秀, 箭原信継,
熊本 淳, 越橋理恵, 松浦まどか 計13名
- 4 欠 席 者 干山 毅, 多田直人
- 5 発言の要旨

事務局
(永吉指導主事)
出席委員

○ 会議の公開について確認

○ 異議なし。

事務局

○ 開会

○ 多田委員, 干山委員の欠席を報告と委嘱状の交付について確認

辻教育長

【挨拶要旨】

- 日頃より, 函館市の子どもたちを豊かに育むために, 尽力いただ
ていることに感謝申し上げます。また, いじめに関する審議会への委
員への承諾ならびに, ご出席に感謝申し上げます。
- 「いじめ」という言葉が認知され, 社会問題化してきたのは,
20年, 30年前と考えている。そこから今日まで, 時折, 北海道
を含めて, 全国のどこかで, 痛ましい事例が発生している。
- そうしたことから, 国レベルで「いじめに関わる法律」ができ
たり, 自治体としては「いじめに関わる条例」や「基本方針」を作成
し, 学校もそれにならって「基本的な方針」を作成している。
- 本市においても, 平成19年度に昭和公園で高校生の暴行事件が
あり, 二度とそうしたことがあってはならないということを, 私た
ちは強くかみしめながら, 毎日, 教育活動を行っている。
- この審議会の皆様方のお力をお借りしながら, 子どもたちが, 毎
日, 楽しく豊かに暮らしているように, そして小さな芽のうちに,
少しでも早くいじめの芽を摘み取れるようにしていきたいと思っ
ている。今年一年間, お力添いをよろしくお願い申し上げます。

寺本課長

(委員および事務局スタッフの紹介)

事務局

- はじめに会長, 副会長の選出を行う。
選出は委員の互選によるものとなっているが, いかがするか。

長村委員

○ 事務局に一任する。

事務局

- 事務局に一任するという発言があったがよろしいか。
(全委員了承)

寺本課長

- 事務局案として, 会長には加賀委員, 副会長には多田委員を提案
(全委員了承)

(加賀会長 会長席に移動)

- 加賀会長 ○ 改めて、よろしく願います。私も、教育長のお話にあったように、十数年前の昭和公園の事件が鮮明に頭の中に残っている。函館はそうした過去をもっている街である。ぜひ、これから生きていく子どもたちのために、ここにおられる皆さんで精一杯のことをしていきたいと思う。私は学校に勤めているので、学校で精一杯頑張りたいと思うが、この場合は、この函館という街のいじめ防止の1丁目1番地、ここが中心地だと思うので、ぜひみなさんのお力をお借りしたい。どうぞ、よろしく願います。
- 事務局 ○ 辻教育長および沢田学校教育部長につきましては、他の公務のため、ここで退席させていただく。
○ それでは、会議の議長は会長があたることになっているので、加賀会長に議事の進行をお願いする。
- 加賀会長 ○ まずは、簡単に自己紹介いただいて、協議を進めていきたいと思う。(自己紹介と短いコメント)
○ 議事の2 報告事項に移る。この会の役割等について、全員でしっかり理解したい。事務局から願います。
- 事務局 ○ 議題(1)の(ア)～(ウ)についてご説明する。
○ (ア)「函館市いじめ防止対策審議会条例」の制定について。
 - ・平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、函館市においては、平成29年2月に「函館市いじめ防止基本方針」を策定したこと。
 - ・平成29年3月に国が定めた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、重大事態の調査を実施するための附属機関が位置付けられたことを受けて、函館市でも「函館市いじめ防止対策審議会条例」を制定したこと。
○ (イ)函館市いじめ防止対策審議会について。
条例の規程や組織、活動の概要について。
○ (ウ)「函館市いじめ防止基本方針」について、平成30年3月に改訂した主な内容と、各学校で作成している「学校いじめ防止基本方針」について、教育委員会が継続的な点検、見直しを指導・助言していること。
○ (エ)の平成29年度の実施として、昨年度のいじめ・不登校対策推進事業を中心とする教育委員会の取組について説明する。
 - ・いじめ等対策委員会の開催
 - ・「適応指導教室」「相談指導学級」の見学
 - ・平成30年3月の函館市いじめ防止基本方針の改訂および平成30年3月の函館市いじめ防止対策審議会条例の制定
 - ・継続事業として、「はこだて子どもほっとライン～子どもの悩み相談電話」の開設
 - ・いじめ撲滅啓発に関する活動として、いじめ撲滅啓発用リーフレットの作成、全児童生徒、学校、関係機関等への配布
 - ・平成29年12月の「いじめ等の問題について考える集会」の開催
- 加賀会長 ○ 事務局から条例、審議会、基本方針、昨年度の組織で行った取組について説明があった。質問や聞きたいことはないか。例えば、基本方針は国全体で改定が行われ、各学校ではこの春あたりに改訂作業を進めている。説明の中でも、改訂のポイントが3つあった。全体を通して、後ほどご意見を頂く。事務局から、(3)の平成30年度の取組の説明を頂く。

事務局

- 「平成30年度 推進事業（案）」を説明。
 - ・今年度、3回の審議会の開催を予定している。第2回、第3回では、いじめに関する協議を行う。
内容としては、学校いじめ防止基本方針の点検や見直しの状況の他、今日的な教育相談体制の在り方や整備について、そして、重大事態が起きた際の対応についてなど、函館市におけるいじめや不登校等への対応として必要と思われることを審議していただく予定にしている。
 - ・今年度、8月29日（水）に「適応指導教室」「相談指導学級」の見学を予定している。
 - ・今年度の継続事業として、①はこだていじめSOSダイヤルの開設
②函館市こころの相談員を2名配置、電話相談、来所相談に対応
 - ・今年度も、いじめ等の問題について考える集会の開催およびいじめ撲滅啓発用リーフレットの作成を予定
 - (1) 適応指導教室について、
現在3名の指導體制
3年生3名、2年生1名の計4名が通級中
 - (2) 相談指導学級について、
現在3名の指導體制
現在3年生2名、2年生1名の計3名が在籍中
 - (3) スクールカウンセラーの活用について
今年度12名のスクールカウンセラーを中学校16校に配置
 - (4) 特別支援教育支援員の活動について
今年度、74名の支援員を小・中学校52校に配置
 - (5) 函館市いじめ等巡回相談員の配置について
平成25年度から、いじめを中心とした問題における児童生徒や保護者への対応や学校を訪問し、助言を行ってきた。昨年度から函館市こころの相談員に改称、2名配置とした。
- 中学校生徒指導協議会が中心となって、スマホやゲーム機等の利用に関して、子どもたちの思いを反映した宣言を作っている。
 - 今年度もこのような取組を通して、教育委員会と学校が一体となっていじめ・不登校等について対策を推進していく、
この審議会で出されたご意見を基に、教育委員会として教育施策等に反映させていく。

加賀会長

- 平成30年度の対策推進事業の案について、事務局から提案があった。何かご意見はないか。感想でも結構である。

越橋委員

- 横浜で精神科医かつ、お寺の住職のお話である。思いやりの心、自分への思いやりの心を育むことが、自己肯定感を向上させる。そうすると自然と感謝への思いやりが育つ。実際に小田原のお寺で、小学生の合宿を行い、マインドフルネスという瞑想だけでなくちょっとしたワークショップによる実践の紹介があった。個人レベルでもやれるが、そういうところが大切であることを知らない人もいると思う。具体的に子どもたちにどのように伝えていくかという構想は今のところないが、脳科学的に実証されているとのことで、有意義だと思う。

加賀会長

- 学校の役割は大切である。この会が中心となって、学校と家庭と地域全体が1つになるような、地域をつなげていく役割をこの会が担っていければいい。その武器が必要になる。今のお話もその1つかもしれない。具体的なものをもちながら地域をつなげていく、コ

	<p>コミュニティ・スクールも踏まえ、この会の役割が少し見えてくると 思う。</p> <p>○ 2回目、3回目もこのメンバーが集まるのか。重大事案が発生する、しないではなく同じメンバーで集まるのか。</p>
事務局	○ その通りである。
加賀会長	○ 重大事案が発生したときには、こちらの調査部会のメンバーが集まるということか。
事務局	○ その通りである。
伊藤詠委員	○ 各学校でいじめはどのようにチェックされているのか。各学校の中で、いじめ防止対策審議会のような仕組みがあって、取組がなされているのか。
長村委員	○ 特別委員会という形でいじめ対策委員会がある。大きな事案は、特別委員会で対策について協議する。いじめの把握については、年に2回のアンケート、教育相談や個別の面談での聞き取りで子どもの様子を観察し把握している。一般には、担任が最初に気付くことになる。報告の流れは決まっている。流れや動きについては、年度初めには確認している。心配される内容については、職員会議とは別に生徒の情報交流として、年に数回の開催が一般的と思う。
紺田委員	○ いじめ対策委員会のような校内の委員会は、小学校でもどこの学校でも立ち上げている。本校もこども支援委員会として、いじめ、不登校、特別な配慮を要する児童への対策やケアについて話し合い、対策を立てている。いじめ調査についても、教育委員会からくるものを年2回実施するほか、教育相談期間を設けている。本校では他にアセスを行っているが、Q-Uなど教室で快適に過ごせるような学級づくりのためのアンケート行っている学校もある。何か起きたときは、管理職に報告し、関係の委員で集まり話し合っている。
加賀会長	<p>○ 本校も、いじめ対策委員会を定期的に月1回開催している。先生方が集まって協議しなければならないときには、適宜行い、先生方全員に周知することもある。</p> <p>○ 法律ができてから、先生方もこまめに指導するようになった。子どもも、やったら大変だということ認識は、いくらかある。いじめの定義も変わってきて、いじめられたと感じると、いじめだと変わってきているので、子どもも敏感になっている。先生が、子どもの訴えにより、加害の子どもに話を聞くと、全くそういういじめという意識がなく、相手によかれと思って言っている場合もある。</p> <p>○ 学校は一日の教育活動の全てを通じて、いじめのことについて、子どもに指導している。</p>
伊藤詠委員	○ しっかりやっている学校とやっていない学校は、教育委員会でチェックしているのか。
加賀会長	○ 各学校では経営要項を作成し、教育委員会に提出し、教育委員会でチェックしている。
寺本課長	○ 教育委員会でも学校の方に年間を通じて計画的に訪問し、いじめの対応等についてもきめ細かく把握している。年間、何度か調査し、

	学校の動きを把握している。
加賀会長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営要項の中にそれぞれの学校のいじめの基本方針があり、必ず教育委員会でチェックしている。 ○ それぞれのお立場からお話し頂きたい。
熊本委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場の人が何に困っているのか知りたい。 ○ いじめに関して一番どういうところに苦労しているのか知りたい。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもはいじめ等の相談を誰に言っているのか分からないという場合もあり、養護教諭として、この話をどの先生に相談しようかな迷う場合もある。日々、小さいことではあるが、子どもから聞いた話を、誰に相談しようか、誰に伝えようかと考えている。
長村委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員同士では、各自がもつ判断基準がそれぞれ違う中で、どれだけ共通理解を図れるかが難しい。子どもでは、「いじめは、どんなことがあっても許される行為ではない」というアンケートで、1割くらいが「どちらともいえない」や「いいえ」としている。未然防止が大事なので、心の豊かさを育てていくときに、この1割の子どもを減らしていくことが課題である。
伊藤繁委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一番小さな社会といえる「家庭」の大切さを感じる。小さいときの遊びがなく、家の中でだけで遊んでいるので感覚の豊かさが不足していると感じる。加害が、いじめているという感覚がない、分からない。そういう中で指導されると、分からずにやっている加害の子どももかわいそうである。そういう子どもが増えてくるとともに、先生方も仕事が増え、上手につながっていないなと感じている。
川合委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ SOS ミニレターで子どもが相談に書いてくるのは、いじめについて、担任に訴えても、その場では注意して解決できても、また繰り返し行われ、それを訴えても同じことを訴えているからということで、親身になってくれないという状況や、親にも相談できないという場合である。学校は、学校の体制で共通理解を図り、共通の指導体制をとっているが、先生方の指導の差、子どもたちに向き合う姿勢の差が問題である。外部には相談窓口がたくさんあり、外から子どもをいい方向に導いていけるように手助けをしていきたい。学校、家庭、地域を結び付けるようにする手立てが大切である。
松浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが安心して話せる大人がどこにいるのか分からないというのが現状だと思う。アンケートの有効性も分からない。子ども自身にも何かあったときに対応できる、CAPのような自分自身で対応することを身に付けさせる取組が大切である。学校、地域、保護者の連携が上手く動けば、いじめをなくするだけでなく、いじめをする子も含めて育てていけると思う。
加賀会長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校でどんな取組をしているのかを整理して皆さんにお伝えしていく場が、必要である。学校が一番大事な場である。
伊藤詠委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可能であればCAPを、委員の中でやることを提案したい。
松浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ CAPはPTA役員をやっていたときに、校長先生にお話をし、1学年だけ、小学校3年生だけ毎年、行うことにしたがお金がかかる。

- 伊藤詠委員 ○ 函館市がもっと予算措置をしていただければいいなと思う。現在も予防教育ということで、予算措置をとられているので、何校かは行える。
- CAP のいいところは、「自信、安心、自由の権利」という人権で、自分だけでなく、相手のことも大事であることについて、靴を持たせる寸劇を通して、いじめはいけないということは、すんなり心に落ちるのかと思う。
- 中村委員 ○ いじめだけではない。貧困問題、学力の差、不登校の問題、特別に支援の必要な子どもたちなど、どんどんつながってきて本当に難しい問題である。いじめる側も、いじめられる側も、つらい生活をしていることもよく見る。学校で解決できるように、子どもたちに「やさしさ」や不正に対する「思い」、強い「勇気」など、色々成長させられる手立てについて、各学校で取組を進めているが、いじめが表出してくるのをみると、難しいな、という思いと、なんとかやらなければという思いで、この委員を引き受けた。各学校での取組は知っており、先生方は、夜の8時9時まで家庭訪問をしているが、なかなか問題はなくなる。このような CAP などの手立てが効果があるのであれば、広めていきたい。ここの委員会の中で、ひとつでも対策を見つけていきたい。
- 箭原委員 ○ いじめを虐待に置き換えれば、兇相では、現在進行形である虐待を止めること、その手法のひとつとして、一時保護をする。次は再発をさせないことである。虐待は身体、心理、ネグレクト、性的の4つのカテゴリーに分けられる。いじめは、どういうカテゴリーがあるのか。今は、SNS などのカテゴリーもあると思う。
- 虐待を再発させないためには、虐待のメカニズムを知らないと思えないと考えている。虐待のメカニズムが分かるように調査をし、親への指導・助言をしている。いじめも何らかのメカニズムによって行われていると思う。虐待も同じで、多くは世代間連鎖をしている。親からされたことを、子どもにしているのが、メカニズムの一つである。
- いじめは、家庭で起きていることが、そのまま学校で再現されていないか。自分より立場が弱い子に、牙をむいていっていないかと考えざるをえない。いじめをするという行動のメカニズムを明らかにし、親へ生活や躰について踏み込んでいかなければ、家庭でも、学校でも収まらないと思う。大学の先生の講演で聞いた話であるが、いじめも、誰が誰をいじめたという学校現場のことだけでは、なかなか解決し得ないと思う。その中で CAP もあると思うが、親への再教育というか、親への助言や講演、研修などが必要ではないか。学校現場だけでは難しいと思う。
- 深山委員 ○ 私は、いじめられた子の話を聞くことがほとんどであるが、いじめた子の話を聞かせてくださいとお願いをしている。いじめた子にも、いじめられた子と同じようなケアが必要である。いじめた子には、家庭で虐待されているなどの問題が、いじめられていた子よりも多い。双方にケアが必要である。今の子どもは、自己肯定感が低い。相談ではネガティブなことは、長所に言い換えて返してあげるようにしている。
- 加賀会長 ○ 基本的なコミュニケーションが乏しいのは、学校現場でも感じる。
- 伊藤詠委員 ○ CAP には、子どもだけではなく、保護者のワークもあるので、保

護者に対する再教育もできる。養護教諭の方が、いじめを最初にキャッチしやすい場合もあると思うが、養護教諭によっては、いじめをキャッチした場合にどこに相談したらいいか分からないという話をしてきた。子ども支援の仕組みが、養護教諭まで共有されていないかもしれないと思った。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、どっちに相談したらいいか分からないという話もある。その点について、教えてほしい。

伊藤繁委員

○ スクールカウンセラーは、一応、独立しているが、学校の組織の中で動いている。私の場合は、養護教諭と特別支援教育支援員の先生とチームを組んで、何かがあったら、担任の先生や教頭先生に相談している。チームで動くことが、スクールカウンセラーの役目だと思っている。スクールカウンセラーは月2回であり、特別支援教育支援員は毎日行っているので、特別支援教育支援員や養護教諭の方が状況をよく知っている。私たちには、守秘義務があるので、先生方との横のつながりが密になると、子どもたちが話したくない部分もある。子どもにとって、スクールカウンセラーの敷居が高いという状況にならないように、声をかけたり、給食交流などもしながら工夫しているが、全校に配置されているわけではないので十分だとは思わない。

寺本課長

○ スクールカウンセラーは、子どもたちの心の悩み、内面を聞き取って色々相談にのるという役割。スクールソーシャルワーカーは、子どもたちの周囲の環境を整える。何か課題があった場合に関係機関等につないで、その解決を図っていく、

熊本委員

○ 静岡県で、3年間スクールソーシャルワーカーをしていた。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについては、例えとして、山から川に流れてケガしてきた子どもが下りてきた場合、スクールカウンセラーは、その子と会話したり話をしたりして心のケアをしたり、理由を探っていく役割である。スクールソーシャルワーカーは、何で山から下りてきたのかを探るために、川の上の方に行って原因や理由を調べてくる役割である。個人的な考えであるが、スクールソーシャルワーカーが何かをするというのは難しいと思う。スクールソーシャルワーカーが学校に入るときには、すでに学校で対応しているので、その対応について、より良くしていくためにスクールソーシャルワーカーと一緒に考えることのほうが現実的である。まずはケース会議で、このような状況に陥っている理由を、アセスメントという形でみんなで把握していくことが、一番大きな役割である。その後、理由や課題に、どういうアプローチをしていくかということになる。

加賀会長

○ それぞれの役割の中で、学校をサポートして頂いている。
○ 最後に、事務局から連絡をお願いします。

事務局

○ 連絡事項
・第2回審議会の開催予定について（10月初旬・未定）
・適応指導教室、相談指導学級の見学（8月29日予定）
・「いじめ等の問題について考える集会」（12月予定・未定）

加賀会長

○ 委員の方から大変貴重なご意見を頂いた。事務局の方で、2回目の開催の中身について十分ご精査頂きたい。皆様のご協力が無事、進行ができたことに感謝する。

事務局

- 以上をもちまして、平成30年度第1回函館市いじめ防止対策審議会全体会を閉会する。

(以上)